4　各締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席し並びに事案についての事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

5　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

6　仲裁裁判手続の期間（仲裁裁判所の設置の日から両締約国に対して裁定が下される日まで）は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、六箇月を超えないものとする。

7　仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、この章に定める適用可能な時間的枠組み及び第十九・十六条に規定する指標となる日程を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には仲裁裁判所の設置の日の後十日以内に、仲裁裁判手続の日程を定める。仲裁裁判所は、両締約国の要請があった場合には、当該日程を修正することができる。

8　仲裁裁判手続について適用する期間は、いずれかの仲裁人がその職務を行うことができなくなった日から後任の仲裁人が任命される日までの期間、停止する。

第十九・十条　仲裁裁判手続における情報

1　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に迅速かつ十分に応ずるものとする。

2　仲裁裁判所は、自己の発意により（ただし、両締約国が承認しない場合を除く。）又は一方の締約国の要請に基づき、いかなる関係者からも情報を入手することができ、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。もっとも、仲裁裁判所は、当該情報を入手し、又は当該専門家と協議する前に、両締約国の意見を求める。

3　2の規定に従うことを条件として、紛争において科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題が提起される場合には、仲裁裁判所は、自己の発意により（ただし、両締約国が承認しない場合を除く。）又は一方の締約国の要請に基づき、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を両締約国と協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。科学又は技術の分野における二人の適当な専門家を選定することができない場合には、仲裁裁判所は、一人の専門家のみを両締約国と協議の上選定することができる。

4　仲裁裁判所が両締約国以外の個人又は団体から情報及び技術的助言を得る場合には、仲裁裁判所は、両締約国に対し、受領した情報及び技術的助言の写しを提供し、並びに当該情報及び技術的助言についての意見を提出する機会を提供する。仲裁裁判所は、裁定の準備において当該情報及び技術的助言について考慮する場合には、両締約国の意見を考慮に入れる。

第十九・十一条　仲裁裁判手続の停止及び終了

1　仲裁裁判所は、申立国の要請があり、かつ、被申立国が同意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、第十九・九条7に規定する時間的枠組みは、その検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開されるものとする。仲裁裁判所の検討が連続する十二箇月の期間を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、その設置の根拠を失う。

2　両締約国は、両締約国に対して裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の裁判長に対し共同で通報することにより仲裁裁判手続を終了することについて合意することができる。

3　2の規定にかかわらず、申立国は、第十九・三条2(c)の規定に従い他の紛争解決の場において新たな紛争解決手続を開始するため、被申立国及び仲裁裁判所の裁判長に対し仲裁裁判手続を終了する意図を通報することにより、当該仲裁裁判手続を終了することができる。

第十九・十二条　裁定

1　仲裁裁判所は、この協定の関連規定、解釈に関する国際法上の適用可能な規則、両締約国の意見書及び主張並びに第十九・十条の規定に従い仲裁裁判所が入手した情報に基づいて裁定を下す。

2　仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含める。
(a)　紛争についての事実に即した背景に関する説明部分
(b)　事案についての事実関係、両締約国が引用したこの協定の規定の適用可能性及び次のいずれかの事項についての認定
(i)　被申立国がとった問題となっている措置とこの協定との適合性
(ii)　被申立国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったか否か。
(iii)　被申立国がとった問題となっている措置が第十九・四条1(b)に規定する利益を無効にし、又は侵害しているか否か。
(c)　(b)に規定する認定を行った理由

3　仲裁裁判所は、裁定において次の事項を含めることができる。
(a)　紛争の解決のために必要な第十九・八条(c)の規定に従って行う他の認定
(b)　いずれかの締約国の要請があった場合には、両締約国の考慮に付するための実施方法についての提案

4　裁定における仲裁裁判所の認定及び提案は、この協定その他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務について、新たな権利及び義務を追加し、又はこれらの権利及び義務を減ずるものであってはならない。

5　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに行うものとする。各仲裁人が裁定において表明した意見は、匿名とする。

6　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案を検討することができるようにするため、第十九・九条7の規定に従って定める裁定を下す日の少なくとも三十日前に、2に定める要件を満たす裁定案を両締約国に提示する。いずれの締約国も、当該裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。仲裁裁判所は、当該裁定案に関する両締約国の意見についての分析を裁定に含める。

7　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、両締約国に対して裁定が下された日の後七日を経過した後、仲裁裁判所の裁定を公に利用可能なものとすることができる。ただし、第十九・九条2及び3の規定に従うことを条件とする。

8　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第十九・十三条　裁定の実施

1　被申立国は、
(a)　仲裁裁判所の裁定に自国がとった問題となっている措置がこの協定に適合しない旨の認定が含まれている場合には、当該措置をこの協定に適合させる。
(b)　仲裁裁判所の裁定に自国がこの協定に基づく義務の履行を怠った旨の認定が含まれている場合には、当該義務を履行する。
(c)　仲裁裁判所の裁定に自国がとった問題となっている措置が第十九・四条1(b)に規定する利益を無効にし、又は侵害している旨の認定が含まれている場合には、当該利益の無効化若しくは侵害に対処し、又は相互に満足すべき解決を図る。

2　1の規定を速やかに実施することができない場合には、被申立国は、その実施のための妥当な期間を与えられる。被申立国は、裁定が下された日の後二十日以内に、1の規定の実施のために自国が必要であると認める妥当な期間を申立国に対し通報する。

3　必要な場合には、1の規定を実施するために要する妥当な期間は、可能な限り両締約国の合意により決定する。裁定が下された日の後四十五日以内に両締約国が当該妥当な期間について合意することができない場合には、いずれの締約国も、第十九・六条の規定に従って任命された仲裁裁判所の裁判長に対し、当該妥当な期間を決定するよう要請することができる。